第2回募集要項等に関する質問及び意見書　回答

募集要項

No	頁	第1	1	(1)	1)	①	a	項目等	質問内容	回答
1	6	第3	1			① ②		応募者の構成等	複数の企業で構成されるｸﾞﾙｰﾌﾟで組成する甲型又は乙型の特定建設工事共同企業体協定書の書式についてお示し頂けないでしょうか。現在、HPに公開されている「共同企業体協定書」は、募集要項修正前の「甲型」の書式のように伺えます。「乙型」の共同企業体協定書の書式についてお示し頂けないでしょうか？またその協定書の提出時期はいつになりますでしょうか。 ※設計関連、施工関連、工事監理関連で組成する特定建設工事共同企業体やその協定書と混同してしまっています。	前段：応募者としての特定建設工事共同企業体の協定書、設計関連業務・施工関連業務・工事監理関連業務を複数の企業で実施する場合の特定建設工事共同企業体の協定書の様式は、令和4年8月31日掲載の本町のホームページで公表した共同企業体協定書や国土交通省が示す共同企業体標準協定書を参考に、事業者のグループの構成に応じて、事業者にて作成してください。 後段：共同企業体協定書の写しは、資格審査において提出してください。
2	6	第3	1			②		特定建設工事共同企業体	特定建設工事共同企業体協定書の乙型を使用する場合、国交省等の様式では「特定建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書」に、分担工事額として各構成員の金額を記入するようになっています。資格審査書類の提出時点では、設計、施工、工事監理のそれぞれの費用が明確になっていませんが、金額を記入する必要がありますか、また記入する場合、変更増減ありと考えてよろしいでしょうか。	資格審査時点で共同企業体の構成員の分担額が未定の場合は、空欄で構いませんが、提案書の提出時には分担額を記載した協定書を提出してください。
3	12	第5	2	(8)				公開ﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝ及びﾋｱﾘﾝｸﾞの実施	第1回募集要項等に関する質問及び意見書回答によると、ﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝに関する詳細通知は令和5年1月中旬以降とご回答されていますが、提案資料作成過程及び提出後に人数構成も含めてﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝ準備を行なうため、参加人数や使用可能機材については今回の第2回回答でお示し頂けないでしょうか。	第1回質問回答のとおり、公開プレゼンテーションに関する参加人数や使用可能な機材等の詳細の通知は、令和5年1月中旬以降を予定しています。なお、プレゼンテーションにあたっては、提案書に記載の資料・図面等を用いたパワーポイント等やパネル（A1サイズ）のみ使用可とすることを想定し、追加資料、模型、CGによる説明は認めないこととします。
4	15	第7	3					業務の委託	協力企業とはｸﾞﾙｰﾌﾟを構成する企業を指し、設計の場合の構造設計や施工の場合の鉄筋工事業者等の下請け協力業者を指すのでは無いという認識で宜しいですか。下請け協力業者を業務実施体制に掲載しなくても使用可能という判断で宜しいでしょうか。	前段：応募者はグループとし、応募者を構成する企業は構成員であり、その代表者を代表企業としています。そのため、協力企業は応募者ではありません。また、協力企業には、一部の工種等を行う下請け企業は含まれません。 後段：お見込みのとおりです。
5	17	第8	3					契約金額	優先交渉権者の提案内容によっては、算出する予定価格が基準価格を上回る可能性もありますか。	お見込みのとおりです。
6	17	第8	3					契約金額	予定価格の算出方法は非公表と回答されましたが、優先交渉権を持ったｸﾞﾙｰﾌﾟの提案内容及び提示金額と基準価格を比較した上で算出される金額と考えて宜しいですか。	事業者の提案内容を踏まえて予定価格を設定します。
7	18	第8	4	(2)				施工関連業務費	令和6年度及び7年度が施工の期間とした場合の支払い条件の考え方は次の通りで宜しいですか。令和6年度に施工金額の40%を前払い金、6年度末に出来高金額の90%以内(且つ前払い金額を超えた分)の部分払い。令和7年度の施工完成時期に残金支払い。令和7年度の前払い金は無し(令和6年度前払い金を超えていなかった場合)。また令和7年度中の部分払いは可能ですか。	令和6年度に施工金額の40%を前金払い、令和6年度末に出来高金額の90%以内を部分払い、令和7年度は完了払いのみを想定していますが、工期延長の変更契約締結の際に、延長期間に応じた支払い時期を本町と協議の上、決定します。

第2回募集要項等に関する質問及び意見書　回答

設計・施工請負契約書（案）

契約書、契約約款

No	契約書	契約約款	頁	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
									なし	

第2回募集要項等に関する質問及び意見書　回答

要求水準書

No	本編	資料番号	頁	章	節	1	(1)	1)	①	ア	項目等	質問内容	回答
1	○		20	2	1	4	(2)	5)		エ	受変電設備・非常用自家発電設備	「なお、PPA事業の具体的な内容（出力容量、契約期間、単価等）は提案によるものとする」と明記ありますが、提案とは設計・施工請負契約期間（事業期間）において、PPA事業者が具体的な内容を提案するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、提案書の作成にあたっては、本施設の屋上及び駐車場に太陽光発電設備を設置することを前提として提案してください。
2	○	第1回質問回答№19	21	2	1	4	(2)	6)		ア	警備・防災設備	警備システムについて「事業者の負担により設備機器を設置してください」と明記ありますので、設計・施工期間終了後（本施設の引渡し後）は、警備・通信システムを構築し、それに伴う機器類を設置した警備会社と本町とが委託契約（警備・運用等）するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。本施設の引渡し後は、本町が警備会社と契約して運用します。
3	○		24	2	1	5	(3)			ア	下水道	排水設備「汚水及び雑排水は、適切に下水道に接続し・・・」及び「自然勾配によることを基本とし、ポンプアップは可能な限り行わないこと」と明記あり又、下水道「下水道本管については・・・延伸する予定・・・本町と協議の上、決定すること」と明記あります。本事業の敷地が広いため、自然勾配の排水を優先するために、下水本管は事業予定地の東側交差点付近に加え、北側道路（現ゲートボール場付近まで）まで下水道本管を延伸し、公共桝を敷地の北側と東側の2箇所に設置することが可能とした事業計画としてよろしいでしょうか。	本町は事業予定地の東側交差点付近まで下水道本管を延伸しますが、その他の延伸工事は行う予定はありませんので、それを前提として、事業者にて接続計画を提案してください。
4	○		24	2	1	5	(3)			ア	下水道	設計・施工期間が契約締結日～令和7年3月31日※設計・施工期間の限度期日について令和7年10月31日までに本施設を引渡してください（募集要項に関する第1回質問・回答№4）と明記ありますが、要求水準書に関する第1回質問・回答№27には、令和7年12月までに下水道本管工事並びに公共桝の取付工事が完了予定と明記あります。 下水道本管工事並びに公共桝の取付（生放流可能）完了日は、令和7年3月上旬又は、遅くとも令和7年10月上旬であることを前提にして事業計画するものと考えるのでしょうか。又は浄化槽を設置して、公共桝の取付（生放流可能）完了後に排水管切替工事及び浄化槽を撤去する事を前提（実質的に設計・施工期間の限度期日である令和7年10月31日の引渡しは不可能）として事業計画をするものと考えるのでしょうか。ご指示願います。	下水道本管工事並びに公共桝の取り付け工事は、令和7年4月から開始し、令和7年10月上旬には工事が完了しているものとして提案してください。下水道本管工事並びに公共桝の取り付け工事が令和7年10月上旬よりも遅延する場合は、設計・施工期間の見直しを検討します。
5	○		58	3	3	5	(1)			オ	施工関連業務	事業予定地内のｸﾗﾌﾞﾊｳｽは工事中第三者のトイレ、倉庫への出入及び使用は無いものと考えて工事仮囲い内に入れてもよろしいでしょうか。	構いません。
6	○		58	3	3	5	(1)			オ	施工関連業務	要求水準書のP58で「事業予定地内にあるクラブハウスは解体せず、屋外トイレや倉庫等として引き続き利用することを想定すること」とありますが、解体し、別の場所に新設する提案は可能でしょうか。	可能ですが、既存のクラブハウス解体後の土地について、概ね30cm以上の盛土や切土等による土地の物理的形状の変更を行わずに整備をお願います（塀等の除却は除く）。
7	○		58	3	3	5	(1)			カ	施工関連業務	施工期間中における各種ｲﾍﾞﾝﾄの例として内装仕上げに文字を描く等の提案を期待とありましたが、提案したｲﾍﾞﾝﾄの実現の有無について、契約者が決定後に関係各所と協議した結果実現しなかった場合は不履行とはならないと考えて宜しいですか。	学校側の意向や行政指導等によって提案を履行できない場合を除き、事業者による調整不足や工期への影響等の理由により実現しない場合には、契約不履行となります。
8		資料8										「【令和4年3月】明和町立第1期再編小学校等建設基本構想」のP15に認定こども園の延床面積は概ね1,000㎡以下とありますが、【資料8 必要諸室リスト】を優先すると基本構想の記載延床面積を超過する恐れがあります。 【資料8 必要諸室リスト】の面積を確保することを優先と捉えて宜しいでしょうか。	資料8　必要諸室リストの面積を確保していれば、明和町立第1期再編小学校等建設基本構想で示す面積を超えても構いません。

第2回募集要項等に関する質問及び意見書　回答

事業者選定基準

No	本編	別紙番号	頁	1	(1)	項目等	質問内容	回答
1		○	7	4		ｽｹｼﾞｭｰﾙ(工事工程)	前回、工期の長短のみで評価しないとありましたが、比較するｸﾞﾙｰﾌﾟの工期設定が全て妥当であると判断した場合は、工期が短縮されている提案の方が評価されると判断して宜しいですか。	原則はお見込みのとおりですが、工期の短縮は、実現性や工事の安全性等も含めて総合的に評価します。

第2回募集要項等に関する質問及び意見書　回答

様式集（資格審査）

No	本文	様式番号	1	項目等	質問内容	回答
1	○		1	資格審査に関する提出書類	応募ｸﾞﾙｰﾌﾟ名と、募集要項にありますｸﾞﾙｰﾌﾟで組成する特定建設工事共同企業体名との違いをお教えください。	応募グループで特定建設工事共同企業体を結成してもらうものであり、応募グループと特定建設工事共同企業体の名称は同一でも構いません。
2	○		1	資格審査に関する提出書類	納税証明書の提出は写しで宜しいですか。また、定款・決算報告書・経営審査事項の結果通知書の写しについては原本証明は必要ですか。	前段：原本を取得してください。 後段：原本証明が必要です。
3	○		1	資格審査に関する提出書類	会社概要書につきましては、会社のﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ、経歴書程度と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

第2回募集要項等に関する質問及び意見書　回答

様式集（提案審査）

No	本文	様式番号	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
1		G-1				地域社会・地域経済への貢献に関する事項	地域経済への貢献に関し、本事業に協力してもらえる企業について、具体的な会社名を記入してよろしいでしょうか。	公正な審査を行うため、会社名については記入しないでください。